

議案第 45 号

橋本市防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 10 日 提出

橋本市長 木下 善之

橋本市防災センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市防災センター設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第27号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後		改正前																	
<p>(使用料)</p> <p>第8条 防災センターの使用料は、第1条の目的に使用する場合及び地域コミュニティ意識の高揚等地域住民の福祉の向上に寄与するための目的に利用する場合は無料とし、それ以外に利用するときは、別表に定める額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額(10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。)とする。</p> <p>2 利用者は、防災センターの冷暖房を使用するときは、前項に規定する使用料の額に、当該額の5割を加算した額を納入しなければならない。</p> <p>3 略</p>		<p>(使用料)</p> <p>第8条 防災センターの使用料は、第1条の目的に使用する場合及び地域コミュニティ意識の高揚等地域住民の福祉の向上に寄与するための目的に利用する場合は無料とし、それ以外に利用するときは別表のとおりとする。</p>																	
<p>別表(第8条関係)</p> <p>橋本市防災センター使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>時間</td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>正午から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> <td>1,260円</td> </tr> </table>		時間	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	金額	1,000円	1,200円	1,260円	<p>別表(第8条関係)</p> <p>橋本市防災センター使用料</p> <table border="1"> <tr> <td>時間</td> <td>午前9時から正午まで</td> <td>正午から午後5時まで</td> <td>午後5時から午後10時まで</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>1,050円</td> <td>1,260円</td> <td>1,260円</td> </tr> </table> <p>備考 冷暖房使用の場合、その加算額は使用料の50%増しとする。</p>		時間	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	金額	1,050円	1,260円	1,260円
時間	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																
金額	1,000円	1,200円	1,260円																
時間	午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで																
金額	1,050円	1,260円	1,260円																

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市防災センター設置及び管理条例に規定する防災センターの使用料は、この条例の施行の日以後に利用の許可を行うものについては、同日前に利用の許可を行うものについては、なお従前の例による。